



# 栃木県公報

平成29年  
3月31日(金)  
号外  
第12号

## 目次

### 規 則

○栃木県行政組織規程の一部改正..... 1

## 規 則

### 栃木県規則第十七号

栃木県行政組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

#### 栃木県行政組織規程の一部を改正する規則

栃木県行政組織規程(昭和二十九年栃木県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項の表四環境森林部の部自然環境課の項中「自然保護担当」の下に「野生鳥獣担当」を加え、同部廃棄物対策課の項中「一般廃棄物担当」を「企画推進担当、廃棄物対策担当、審査指導班」に改め、同部林業振興課の項中「林業振興課」を「林業木材振興課」に、「木材利用推進班」を「木材産業担当」に改め、同表五保健福祉部の部健康増進課の項中「生活習慣病医療担当」を「がん・生活習慣病担当」に改め、同表六産業労働観光部の部観光交流課の項中「国内誘客担当」を削り、「とちぎ特産振興担当」の下に「ゲストイネーションキャンペーン推進班」を加え、同表七農政部の部生産振興課の項中「農産振興班」を「水田農業改革班」に改め、同条第二項の表廃棄物対策課の項を削る。

第十一条第一項の表総合政策部の部地域振興課の項中第十九号を第二十号とし、第十号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 移住及び定住の促進に関すること。

第十一条第一項の表経営管理部の部行政改革推進室の項中第八号を削り、第七号中「職員提案」を「業務改善」に改め、同号を同項第十号とし、同項中第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

四 規制改革の推進に関すること。

五 民間活力の活用に関すること。

六 指定管理者制度に関すること。

第十一条第一項の表経営管理部の部行政改革推進室の項に次の一号を加える。

十一 社会保障・税番号制度の総合調整に関すること。

第十一条第一項の表県民生活部の部くらし安全安心課の項中第二十一号を削り、第二十二号を第二十一号とし、第二十三号を第二十二号とし、第二十四号を削り、同部人権・青少年男女参画課の項中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号を第二十二号とし、第二十号を第二十一号とし、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 部落差別の解消の推進に関する法律の施行に関すること。

第十一条第一項の表環境森林部の部環境保全課の項に次の一号を加える。

二十 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の施行に関すること。

第十一条第一項の表環境森林部の部林業振興課の項中「林業振興課」を「林業木材産業課」に改め、同表保健福祉部の部生活衛生課の項第十八号中「くらし安全安心課及び」を削り、同部業務課の項第十三号中「採血及び供血あつせん業取締法」を「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に改め、同項第十四号中「血液対策」を「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の施行」に改め、同項第十六号中「栃木県自然環境保全審議会温泉部会」を「栃木県環境審議会温泉部会」に改め、同表産業労働観光部の部産業政策課の項中第十号を削り、第九号を第十号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 フードベレーとちぎの推進に関する事。

第十一条第一項の表産業労働観光部の部産業政策課の項中第十六号を第十七号とし、第十二号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 県内立地企業の定着の促進に関する事。

第十一条第一項の表産業労働観光部の部経営支援課の項第九号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改め、同項中第十七号を削り、第十六号を第十七号とし、第十号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の施行に関する事。

第十一条第一項の表産業労働観光部の部観光交流課の項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を削り、第九号を第十一号とし、第四号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第三号を削り、同項第二号中「販路拡大」を「ブランド確立」に改め、同号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 アンテナショップに関する事。

第十一条第一項の表産業労働観光部の部観光交流課の項第一号の次に次の二号を加える。

二 観光地づくりに関する事。

三 観光客のおもてなしの向上に関する事。

第十一条第一項の表産業労働観光部の部観光交流課の項に次の一号を加える。

十四 本物の出会い栃木ステイネーションキャンペーンの推進に関する事。

第十一条第一項の表農政部の部経済流通課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、同表県土整備部の部建築課の項第十五号を次のように改める。

十五 都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に関する事（低炭素建築物新築等計画の認定に関する事に限る。）。

第十九条の三第一項中「（栃木県県西環境森林事務所にあつては、林業経営第一課及び林業経営第二課）」を削り、同条第二項の表環境部の部環境対策課の項中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の施行に関する事。

第十九条の三第二項の表環境部の部林業経営課の項第十号中「林道及び」を削り、同部森づくり課の項第四号中「治山」の下に「及び林道」を加える。

第十九条の四の表環境対策課の項中第二十一号を第二十二号とし、第十六号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の施行に関する事。

第十九条の五第二項の表林業経営課の項第十号中「林道及び」を削り、同部森づくり課の項第四号中「治山」の下に「及び林道」を加える。

第二十三条第二項第七号及び第八号中「届出の処理」を「届出」に改め、同項第十一号中「申請の処理」を「申請」に改める。

第二十五条第二項第五号中「農業共済組合」を削る。

第九十三条の表保健福祉部の部保健福祉課の項中 「栃木県障害者介護給付費等不服審査会」を

「  
栃木県障害者介護給付費等不服審査会  
栃木県障害者差別解消推進委員会  
」に改め、同部国保医療課の項中

「  
栃木県後期高齢者医療審査会  
」を 「  
栃木県後期高齢者医療審査会  
栃木県国民健康保険運営協議会  
」

に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 栃木県木材業者登録条例施行規則（昭和三十三年栃木県規則第十六号）の一部を次のように改正する。  
第九条中「林業振興課」を「林業木材産業課」に改める。

（人事課）